

保育所利用者負担額一覧表

※3歳児から5歳児の保育料は無償となります。

階層区分		利用者負担額(月額(円))	
		満3歳未満児 (0歳児から2歳児)	満3歳未満児 (0歳児から2歳児)
		保育標準時間	保育短時間
A	生活保護世帯等	0	0
B1	市町村民税非課税の、母子、父子、在宅障害児(者)のいる世帯	0	0
B2	市町村民税非課税世帯	0	0
C1	市町村民税所得割非課税(均等割のみ課税)で母子、父子、在宅障害児(者)のいる世帯	4,000	3,750
	第2子以降	0	0
C2	市町村民税所得割非課税(均等割のみ課税)の世帯	9,000	8,500
	第2子	4,500	4,250
	第3子以降	0	0
D1	市町村民税所得割課税額が48,600円未満で母子、父子、在宅障害児(者)のいる世帯	6,500	6,250
	第2子以降	0	0
D2	市町村民税所得割課税額が48,600円未満の世帯	14,000	13,500
	第2子	7,000	6,750
	第3子以降	0	0
D3-1	市町村民税所得割課税額が48,600円以上77,101円未満で母子、父子、在宅障害児(者)のいる世帯	6,500	6,250
	第2子以降	0	0
D3-2	市町村民税所得割課税額が97,000円未満の世帯	19,000	18,500
	市町村民税所得割課税額が48,600円以上57,700円未満の世帯の第2子	9,500	9,250
	第3子以降	0	0
D4	市町村民税所得割課税額が169,000円未満の世帯	30,000	29,000
D5	市町村民税所得割課税額が301,000円未満の世帯	46,000	45,000
D6	市町村民税所得割課税額が397,000円未満の世帯	53,000	52,000
D7	市町村民税所得割課税額が397,000円以上の世帯	53,000	52,000

※算定の方法:4月~8月分については、前年度分市町村民税を適用し、9月~翌年3月分については、当該年度分の市町村民税を適用します。年齢は当該年度4月1日現在の年齢による。

※同一世帯から2人以上の就学前児童が保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部、児童発達支援センター、児童心理治療施設通所部に入所又は児童デイサービスを利用している場合

ア	対象施設を利用している就学前児童(該当する児童が2人以上の場合は、そのうちの最年長のもの1人とする。)	利用者負担額一覧表に定める額
イ	対象施設を利用しているア以外の就学前児童(該当する児童が2人以上の場合は、そのうちの最年長のもの1人とする。)	利用者負担額一覧表に定める額 × 0.5
ウ	対象施設を利用しているア及びイ以外の就学前児童	0円

※第3子以降の3歳未満児の保育料の無料化について

B2階層からD7階層までに属する世帯であって、同一世帯が3人以上の児童(18歳に達する日以後の3月31日までの間にある者をいう。)を現に養育している場合において、当該児童のうち、出生順位が第3位以降の者が3歳未満児として保育所に入所している際には、上記の規定にかかわらずその児童に係る保育料は、無料とします。

※保育料算定時の「みなし寡婦(夫)控除の適用」について

離別・死別の母子父子世帯に適用の所得税の寡婦(夫)控除を非婚の母子父子世帯にも適用し、保育料の減免を行います。(該当しない場合もあります。)適用には、毎年申請が必要です。詳しくは子育て支援課までお問合せください。

※月の途中で(1)入所、(2)退所する場合

(1)	その月の負担額 × 月途中入所日からの開所日数(25日を超える場合は25日) ÷ 25日
(2)	その月の負担額 × 月途中退所日の前日までの開所日数(25日を超える場合は25日) ÷ 25日

(注)10円未満の端数は切り捨てる。